

埼玉県訓令第二十一号

訓令

総務部
県税事務所

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程（昭和三十五年埼玉県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
第五号様式中「㊦」を削る。

第六号様式から第九号の二様式までの規定中「あて」を「宛て」に改め、「㊦」を削る。

第十三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、

「
当該財産等をした日
まで

年	月	日から	日まで	契 約	確 認	
年	月	日から	3月を経過	書 に よ る		
年	月	日		印		

を

「
当該財産等
を

年	月	日から	年	月	日まで
差し押さえられた日から3月を経過した日を限度として					
年	月	日	まで		

に改める。

第十六号様式及び第二十一号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
第二十九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
第三十号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
第四十六号様式及び第五十号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。
第六十号様式中「㊦」を削り、「あて」を「宛て」に改める。
第六十六号様式、第六十八号様式、第八十号様式、第九十号様式、第九十二号様

式及び第九十五号様式中「あつせ」を「あせ」に改め、「あせ」を削る。
第九十七号様式及び第九十八号様式中「あせ」を削り、「あつせ」を「あせ」に改める。

第九十九号様式中「あせ」を「あせ」に、

「あせ」を「あせ」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。